

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊豊川駐屯地  
第308会計隊長 齊藤 貴哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6QF61KT00240		6QXY1A00001 0001					
品名 または 件名							
中型車両用オートリフト点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
306 普直支中				306 普直中 東野3曹 3572			
搬入場所				納 期 または 工 期			
306 普直中 東野3曹 武修費				令和9年3月31日(水)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和8年5月28日(木) 11時00分

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。

令和8年4月22日～令和8年5月27日(0815～1700) (土日については電話連絡すること)

上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 東野

電話番号 0533-86-3151(内線) 3572

契約班担当者 加藤

電話番号 0533-86-3151(内線) 3347

FAX番号 0533-84-7850

## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## ア 資本関係がある場合

次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係がある場合

次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(7) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

## 4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (7) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書のほか下記の条項を適用する。

(1) 基本契約条項

役務請負契約条項

(2) 特約条項

ア 談合等の不正行為に関する特約条項

イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約金額が100万円を超える場合は請書を、250万円を超える場合は契約書を作成する。(金額によっては、省略する場合もあり)  
契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額決定(消費税抜)

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

(1) 郵便による入札については、**令和8年5月27日(水)17時00分必着分**までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずすること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。

(2) 電報・電話等による入札は認めない。

(3) 入札に参加する者は、**令和8年5月27日(水)12時00分**までに令和07・08・09年度全省庁統一資格の決定通知書の写しを提出すること。(FAX可)

(4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。

(5) 市場価格調査への協力を依頼する。

(6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。

(7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。

(8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：加藤

0533-86-3151 内線(3347) FAX0533-84-7850(直通)

メール：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(9) 仕様内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊豊川駐屯地 第306普通科直接支援中隊 担当：東野

0533-86-3151 内線(3572)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊  
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊  
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊  
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。  
豊橋商工会議所





作成日：令和8年4月16日

調達要求番号	6 QXY1A00001	作成部隊	第306普通科直接支援中隊
--------	--------------	------	---------------

## ○ 総則

## □ 適用範囲

この仕様書は豊川駐屯地208号整備工場において実施する車両用オートリフト（以下、「リフト」という。）の外注整備について規定する。

## □ 用語

## ・ 点検

点検とは前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、「製造会社」という。）の定期点検要領書（以下、「要領書」という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検・修理には、作動油の交換、油脂類塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、「定期作業」という。）を含むものとする。

## ・ 種類

中型車両用オートリフト

## ・ 修理

指定された修理基準に元づいた点検・検査・調整・交換・溶接・びょう締め・補強などにより欠陥を是正し、または使用不能な状態を使用可能な状態に回復させることをいう。

## ア 機種・型番等

形式：FTW-1033N

SER：0406002

## イ 修理内容

中型車両装備用オートリフト定期点検（作動油、消耗品交換）

## ○ 整備に関する要求

## □ 一般的要求事項

契約請負社はリフトの点検を実施し、機能・性能及び安全性を確保する。

また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

## □ 整備の種類

点検・修理とする。

## □ 点検基準

要領書による。

## □ 整備実施場所

官側の整備工場

## □ 部品・副資材

部品及び副資材は製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検・修理に必要な部品及び副資材は、契約の相手側が準備するものとする。

## □ 塗装・防錆処置

商慣習による

## □ 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装の剥離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

- 品質保証（監督・検査）  
監督及び検査は、契約担当官（以下、「担当官」という。）が定める監督・検査実施要領による。

- その他の指示

- 契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の装備品等を使用して実施する場合は、別に示す「無償貸付申請書」により申請するものとする。
- 官側の支援  
点検を官側の装備品等を使用して実施する場合における搬入・搬出については、官側で支援を基準とする。
- 提出書類

名 称	数	備 考
作業工程表	1	
無償貸付申請書	1	必要に応じて提出 GLT-CG-Z000001の7.4による
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)	1	

- 添付書類

名 称	数	備 考
定期点検成績表	1	
交換部品証明書	1	
品質保証書	1	
納入品のかしに関する契約条項	1	GLT-CG-Z000001の7.4による

- 喫煙等

規定により、喫煙は所定の位置で行うものとする。

また、施工場所以外の立ち入りを禁止する。

やむを得ず立ち入りが必要な場合は、官側と協議し、監督官等の許可を得たもとの立ち入ることができる。

- 請負業者は、作業に際し破損した部分については官側に報告の上、指示に従い速やかに復旧すること。
- 作業完了時期  
定期点検成績表、交換部品証明書及び品質保証書を点検作業終了日から14日以内に提出し、その提出をもって作業完了とする。

- 要求元部隊担当者

第306普通科直接支援中隊 車両陸曹 3曹 東野 王将



